

田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、田辺市指定地域密着型サービス等の基準等を定める条例（平成25年田辺市条例第35号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急時等の措置)

第2条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）第3条の27第1項、第3条の38第1項（基準省令第18条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。）、第12条（基準省令第37条、第37条の3及び第61条において準用する場合を含む。）、第35条第1項（基準省令第37条の3、第40条の16及び第61条において準用する場合を含む。）、第40条の10第3項、第80条、第155条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び第180条第1項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「介護予防基準省令」という。）第25条、第37条第1項（介護予防基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。）及び第56条の必要な措置として、当該事業者は、必要に応じて救急車両を要請する等の措置を講じなければならない。

(苦情処理に係る定期報告)

第3条 基準省令第3条の36第1項（基準省令第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）及び介護予防基準省令第36条第1項（介護予防基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。）の規定により受け付けた苦情について、当該事業者は、定期的に市に報告を行わなければならない。

(人権擁護)

第4条 基準省令第3条第3項及び介護予防基準省令第3条第3項に規定する必要な体制の整備に関し、当該事業者は、人権擁護推進員を置くとともに、その従業者に対し、人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施しなければならない。

(非常災害対策)

第5条 基準省令第32条第1項（基準省令第37条の3、第40条の16、第61条、第129条、第157条及び第169条において準用する場合を含む。）、第82条の2第1項（基準省令第108条及び第182条において準用する場合を含む。）並びに介護予防基準省令第30条第1項及び第58条の2第1項（介護予防基準省令第85条において準用する場合を含む。）に規定する連携体制の整備に関し、当該事業者は、災害対策推進員を置かなければならない。

(衛生管理)

第6条 基準省令第3条の31第3項（基準省令第18条において準用する場合を含む。）、第33条第2項（基準省令第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条及び第182条において準用する場合を含む。）、第151条第2項（基準省令第169条において準用する場合を含む。）及び介護予防基準省令第31条第2項（介護予防基準省令第64条及び第85条において準用する場合を含む。）に規定する措置として、当該事業者は、衛生管理推進員を置かなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「基準省令第37条」の次に「、第37条の3」を、「第35条第1項（基準省令）」の次に「第37条の3」を加える部分に限る。）及び第3条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日規則第14号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。